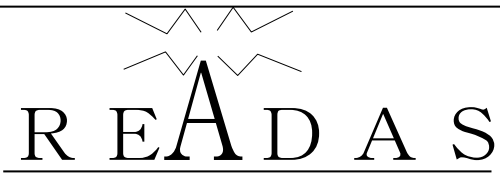


第 6638 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 11日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 確定申告に誤りがあったとき

Q : 確定申告に間違いがありました。どうしたらいいですか？

A : 申告期限内か期限後かで次のようになっています。

【解説】

申告内容の間違いに気づいた場合は、申告期限内か期限後かで次のような処理をします。

①期限内の場合

正しい申告書を申告期限までに再提出します。

②期限後の場合

1. 税額を多く申告している場合

納付すべき税額が過大であるとき、または純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求という手続きをします。

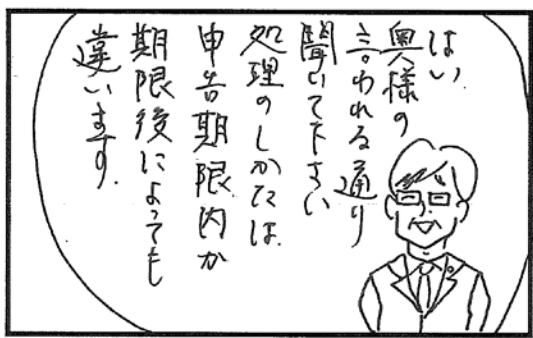
更正の請求ができるのは、原則として、法定申告期限から5年以内です。

請求内容が正当と認められた場合は、減額更正が行われ、納めすぎた税金が還付されます。

2. 税額を少なく申告している場合

税額を少なく申告している場合は、修正申告をして正しい税額に修正します。

修正申告は、税務署から更正を受けるまでであればいつでもできますが、延滞税や過少申告加算税がかかりますので、できるだけ早く申告するようにしましょう。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】